

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

藤田英昭

はじめに

- 一 二人の叔父の指導と役割
- (一) 徳川斉昭―御三家意識の高揚
- (二) 遠藤胤昌―幕閣への通路
- 二 国持大名との交流
- (一) 島津斉彬・伊達宗城からの期待
- (二) 藤堂高猷との交誼
- 三 徳川慶勝の奮起とその影響
- おわりに

はじめに

本稿は、ペリー来航前後の嘉永・安政期における尾張徳川家十四代当主徳川慶勝(はじめ慶恕、本稿では慶勝で統一する)の政治的立場や動向を、その人間関係を踏まえながら分析するものである。

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

この時期の慶勝の政治動向に関しては、「ペリー来航予告情報」をめぐる有志大名との情報ネットワークと関連づけて検討した、岩下哲典氏の研究がある⁽¹⁾。また近年では、老中阿部正弘や若年寄遠藤胤統ら幕閣と提携して、成瀬・竹腰ほかの家中重役層に対応するなど、慶勝の「藩内権力」の実態を検討した岸野俊彦氏の研究もある⁽²⁾。

本稿では、こうした先行研究に学びながら、これまでほとんど活用されてこなかった、「留記」⁽³⁾という史料を中心として、改めて慶勝の人脈や政治動向・立場を検討していくこととする。

ここでとりあげる「留記」とは、慶勝自身による命名で全七冊ある。交流していた大名や尾張家の重役たちが慶勝に宛てた書状や、慶勝自身の書状控えなどが裁断されて、縦型冊子に貼り付けられたものである。書状は、概ね年代順に並んでいるが、必ずしも分類・整理されたわけではなく、大雑把に貼り付けられた印象がある。最も古いもので嘉永五年(一八五二)、新しいもので安政三年(一八五六)だが、嘉永六年と翌七年(安政元年)が最も多い。裁断と貼付処置を施したのは、慶勝自身に他ならず、恐らく安政五

年から万延元年（一八六〇）にかけて、江戸下屋敷の戸山邸（東京都新宿区）で謹慎中の余暇を見つけて、自身の手許にあった書状類が散逸しないようまとめたものと推察される。もとより書状であるだけに、慶勝の人間関係を把握する上で格好の史料であり、慶勝の性向や人間性をうかがえる興味深い内容も少なくない。そもそも、自分の手許にある書状を裁断し、冊子に貼り付けるといふ行為そのものが慶勝の性格の一端を現しているだろうし、いっぽうで貼り付け順には、それほどこだわりを見せていない点も同様といえよう。

本稿では、書状の中でも数が最も多い嘉永六・七年のものを中心にとりあげるが、検討にあたっては、まず、慶勝に関わった当該人物の立場を踏まえながら、慶勝に与えた影響・役割に注目したい。ついで、嘉永・安政期の人間関係を踏まえた慶勝の活動が、その後の政治的立場にいかなる影響を与えていったのか、この点も視野に入れながら検討を進めていきたい。

一 二人の叔父の指導と役割

（一）徳川斉昭―御三家意識の高揚

まず、徳川慶勝と水戸家九代当主徳川斉昭との交流の様子を、双方の書状の内容から確認していこう。なかでも斉昭が慶勝に求めていたこと、期待していたことは何だったのか、注目して見ていきたい。

斉昭は慶勝の生母規姫の弟で、慶勝にとっては母方の叔父にあたる人物である。また、実父松平義建は水戸家六代徳川治保の子義和（とよわ）を父としてい

たので、治保の子治紀（義和の兄）を父とする斉昭とは従兄弟同士であった。慶勝が尾張家の分家高須松平家の出身でありながら、尾張家初代徳川義直の正統な血筋ではなく、水戸の血筋であったことは留意すべき点である。

斉昭は寛政一二年（一八〇〇）の生まれなので、文政七年（一八二四）生まれの慶勝とは二四歳違い、まさに親子程の年の開きがあった。例えば、嘉永六年（一八五三）当時、斉昭は五四歳（数え年、以下同じ）、義建は五五歳、慶勝は三〇歳である。ちなみに、従弟で十五代將軍となった徳川慶喜は、天保八年（一八三七）の生まれ、慶勝とは一三歳違いであった。

天保期の内憂外患を鋭く察知した水戸斉昭は、幕政改革を求める意見書を幕閣に提出するなど、將軍家（幕府）を補佐する徳川一門としての自負を強く持っていた⁽⁴⁾。また、対外強硬論（攘夷論）の持ち主でもあったことは有名であり、大名や中下級武士・浪士等から信仰にも似た期待が寄せられていた。まさに攘夷の象徴的存在であったといえる。その一方で、斉昭が西洋学術知識や西洋の地理・歴史に関心をもち、海外情報の撰取にも意欲的であったことは注目すべきで、⁽⁵⁾ 対外的危機意識を持って家中運営（藩政）にあたり、中央政局（幕政）へも積極的に意見を発信しようとしていた越前松平家の松平慶永、薩摩の島津斉彬、宇和島の伊達宗城ら、いわゆる有志大名と交流して、彼らの西洋学術知識に対する意識改革に大きく貢献した人物とも評価されている⁽⁶⁾。そのうえ、斉昭は息子の教育にも人一倍熱心で、七男の七郎麿こと徳川（一橋）慶喜や、その兄の五郎麿こと池田慶徳（のちの鳥取池田家当主）らに、きめ細かい文武指導や、日常生活における注意事項を書状で書き送っていたことでも知られている⁽⁷⁾。

それでは、同じ御三家という共通の立場であった実の甥慶勝へは、どのような思いで書状を発していたのであろうか。島津斉彬や伊達宗城ら有志

大名との交流の差異にも注意しながら、斉昭が慶勝に宛てた書状の内容を見てみよう。

嘉永二年に尾張家当主となった慶勝が、家政運営のあり方を斉昭に相談していたことは、古くから指摘されている⁽⁸⁾。とりわけ將軍家から御三家に付けられ、家中でも大きな政治的発言力を有していたいわゆる付家老(尾張家では両家年寄という)対策は、両者に共通した課題であった。慶勝は、両家年寄の成瀬・竹腰以下の重臣が、自分に従わないことを斉昭に報じ、彼らの懐柔方法などを問うていくが、それに対して斉昭は、父親の松平義建(斉昭の従兄にして義兄)と相談する必要を述べつつ、以下のように指摘している⁽⁹⁾。

何ニ致し候ても、御国許^(尾張)今御身方ニ相成候有志を御引集被成候御肝要と奉存候、此地も有志之士も可有之、要路の役々有志ニ相成不申内ハ^(江戸)逆も御仕事ハ出来申間敷候、兎角^(成瀬・竹腰)両大夫か本の由、根枯候へハ枝葉ハ自然と散乱可致哉と存候、外家臣ハ減祿保有之候へ共、^(五家)五ハ減祿無之、幕の閣老ハ時々代り候へ共、五ハ代々ニて、かた^(五)く次第^(五)くニ權威も強く私門を張候義、左様之者有之候へハ、右へ媚立身を好候奸臣も自然と出来申候

ここでは、当主が家中でリーダーシップを発揮するには、「有志」の側近が必要だと指摘し、代々付家老の立場にあり減祿もない成瀬・竹腰の両名が、そのための障害だと評するのである。しかし、付家老が根源なので、彼らを退けることで問題は解決するとも述べる。

斉昭は、幕閣と連携する付家老以下の門閥派家臣と対立し、結果的に隠居・謹慎に処せられる憂き目にあつたが、慶勝の場合は、斉昭の行動を反面教師としたものか、成瀬・竹腰以下の年寄衆に配慮を示し、連携・協調

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

していく方針をとり、これによって自身の意向を家中に浸透させようとしていたことは、拙稿で指摘したとおりである⁽¹⁰⁾。

付家老対策をめぐって、両者は異なる対応をとったといえようが、いずれにしろ、御三家当主にとって、自家の由緒をもとに幕閣と強いパイプを持ち、家中において政治的影響力を誇示し、さらに自家の家格上昇を企図する付家老は、厄介な存在であった。

付家老に関しては、安政二年(一八五五)七月、慶勝は成瀬正住の養子小吉(正肥、丹波篠山城主青山忠良の三男)の御目見について、斉昭に相談を持ち掛けていた。すなわち、通常であれば、付家老の嫡子は、当主に御目見したのち、將軍に御目見することになっていたが、当時成瀬父子は在府、慶勝は在国中で、慶勝への御目見ができない状況にあった。慶勝は小吉が二一歳と年頃であること、江戸詰年寄が少ないことなども考慮し、自身が小吉を御目見したことにして、將軍に御目見させ、早々に出勤させたいと斉昭に相談に及んだのである⁽¹²⁾。これに対して斉昭は、「幕府を奉欺候わけにて恐入候」と述べ、慶勝が来春参府したうえ小吉を御目見し、その後將軍に御目見するのが妥当だと回答した。そして、早々に將軍家に御目見を済ませ出勤させたいのであれば、一度小吉を国許に呼び寄せ「君臣之礼」(「御目見」を済ませた後、出府させ將軍へ御目見させるのが良いと述べており、斉昭はあくまでも伝統的な先例・秩序を重視し、付家老との関係において「新例」を創出することを嫌ったのである。慶勝は、「御卓論一々感佩」として、斉昭の命に従うことを表明するも、慶勝の場合は、先例よりも、現実に対応して効率的に物事を進めようとする意向を認めることができるだろう。

とはいえ、慶勝が御三家当主として意識が低かったかという点決してそ

うではなく、むしろ尾張家の正統ではなかっただけに、御三家筆頭としての尾張家の家格や、果たすべき役割を強く意識していたように思われる。

例えば、家中の年寄人事の刷新を企図して初入国した慶勝が、嘉永四年一月に老中阿部正弘に宛てた書状によれば、「大広間衆人之内ヨリ御撰挙ニ相成候事、諸大名モ碌々タル三家之一人抔トユヒサ、レ候モ口惜クナレトモ、不才無学之事ニ付勿論ニ候得共、深勤考仕候ト一分之事ニ而不相濟、万々一御目鏡違ヒト天下之人口ニ相成候節ハ、誠以死罪之至ニ奉存候¹³」と、大広間席(高須松平家の殿席から尾張家当主となつていたので、役に立たない「三家」の一人などと諸大名から陰口を叩かれたり、お眼鏡違いだと評価されるのを悔しがっていることから、慶勝は御三家当主としての立場の重要性を強く意識していたことがわかる。

こうした意識は、斉昭の指導や感化を受けたことで、一層磨きがかけていっていったものと見なせよう。

そこでまず、斉昭の御三家意識がよく分かる嘉永五年七月晦日付の慶勝宛書状を見てみよう。この書状は、日本近海に異国船が出没しているなか、幕府の対応が生ぬるい状況を憂慮した内容となつている。¹⁴

如何ニ穩便か能とて(異国船と)一戦もなく 日本之地を追々御遣し被遊候事、第一に日本之瑕瑾申迄も無之、徳川家之御威光之衰へ誰か眼、ニも見へ、可申と恐入候事ニ御座候、夫耳ならず今之中は大小名其俣ニもこらへ居り可申候へ共、はや蝦夷・大嶋・八丈等追々奪れ候様成行候ハ、公辺之御下知ニ不拘、夫々一己之料簡ニて日本を不奪様可致、左候時ハ此徳川之天下ハ是迄と扱¹⁵二荒山^(徳川家様)へ奉対恐入候事ニ御座候、当今之勢ニてハ、徳川之天下年ニて十月、月ニて廿七八日ニて、七ツ半と存候、呉々も恐入候事に御座候、拙生在職中乍不及此所先見

致候故、建白數十度ニ及候処、黜職被仰付候上ハ拙生ニ荒山への忠節ハはや済申候、貴兄抔ハ御在職と申、御壮年と申、末永くニ荒山へ御忠節御尽し、御領分御政事ハ勿論、此徳川之天下永世御持張ニ相成候様、内憂外患之事無御弓断御建白被成候様奉祈候、万々一其儀不宜如何様御答メあり共命ハ有限者、此徳川之天下ハ無限天下と相成候様何分可被尽御精力候

ここで斉昭が盛んに指摘しているのは、徳川の御威光(武威)の重要性である。斉昭にとって、異国船と「一戦」もしないまま、日本の領土を奪われるようでは、徳川の御威光が衰退したことを意味していた。しかも、蝦夷島・大島・八丈島を奪われるような事態に至れば、將軍の命とは関係なく、諸大名が個人の考えや都合で勝手に異国船に対応するようになる。そうなれば將軍家の存在意義はなくなり、「徳川之天下」は瓦解すると断言するのである。目下「徳川之天下」は、黄昏時だとの危機的現状認識を示しつつ、それでもその「天下」が永久に続くよう、「在職中」(当主)で、当年二九歳の働き盛りの慶勝に、家中運営だけではなく、將軍家に「内憂外患之事無御弓断御建白」し、將軍家を補佐することを強く要望していったのである。

さらに、嘉永六年、ペリー艦隊に引き続き、ロシア船の長崎入港の報を受けた斉昭は、慶勝宛の書状でロシアとの交易を企図する幕臣の動向を批判し、「さて、心配仕候、一度交易御済ニ相成候へは、決て御取もとしハ六ヶ敷、益日本の御弱みに相成申候」、「くれぐれも一旦交易御初ニ相成候へハ、次第ぐと喰込よく相成り、土地御貸被遊候も同断故、何とぞ右様の事ハ無之やう仕度一人骨折申候」と断固交易に反対した。そして、異国に対しては、「たとへ一旦ハ打まけ候とも、徳川の御恥辱無之様仕度、

強訴同様の敵ニ恐縮いたし、申なりニ相成り、又ハあやまりて其者に加勢頼候程の卑劣の了簡ハ止度、夫ニテハ征夷の名は御失ひニ相成、外国ハさて置外様初の笑物ニ相成可申候⁽¹⁵⁾と、征夷大將軍の職掌に恥じないよう幕府に毅然とした外交姿勢を求めたのである。さもなければ「外様」の笑い物になってしまふと指摘しているところが、斉昭の意識として重要である。

そもそも斉昭が、島津斉彬や伊達宗城ら外様の国持有志大名と頻繁に書状を交わし、西洋学術知識などの情報交換していたことは前述したとおりであり、研究史においても注目されている。ただし、山口宗之氏がかつて指摘されたように⁽¹⁶⁾、斉昭は内憂外患の危機克服のために、外様有志大名の知見を幕政に繋げていくことを志向しつつも、あくまでも幕政は「伝統的な身分・格式に応じてなされるのが建前であり、身分・格式を無視した無原則な同一線上での国政参加は許すべきでない」とされた。もしそれを許すなら、天下の統率者としての徳川將軍家の指導的地位があやふくなる可能性がある」と考えていたのである⁽¹⁷⁾。つまり、外様の国持大名が幕政に関与するのはあくまでも例外的で、本来は望ましいことではないと考えていた。

斉昭は、嫡男の慶篤(天保三年(一八三二)生まれ)にも、「公辺御羽翼の三家」としての意識を注入しようとするが、水戸家内の派閥抗争もあって、父子関係は必ずしもうまくいっていなかった。そのため、斉昭は年長の従兄慶勝に慶篤の兵学指南を託そうと、嘉永五年七月に書状を送っている。ここでは、慶篤が兵学・海防に全く関心がないことを憂い、もし大名から相談があった際、何も答えられないようでは、「三家共威光も落、大小名ニも下ケすまれ候⁽¹⁸⁾」とし、登城した際には、慶篤と海防談義を交わしてほ

しいと慶勝に求めた。斉昭は近世大名の嗜みとしてあった能や茶道、華道に精通しないのを全く気にしてはいないが、「自分持前武事の義不存とハ大名へ対し申兼、此家の外聞悪敷のミならず、公辺の御外聞ニも拘り申候⁽¹⁹⁾」と述べ、御三家の恥は將軍家の恥に通じるので、「武事」の嗜みは特に重要だと考えていたのである。

異国に対して、征夷大將軍としての武威を表明し、御三家がその羽翼として御威光を支えるべきだと論じた斉昭は、弘化年間に島津斉彬や伊達宗城らと交わした西洋学術情報を慶勝に伝授することは、基本的にはなかったといつてよい。西洋事情に関して斉昭が慶勝に伝えた内容は、武威を象徴した海防・軍備に関連したものであったといえる(例えば、自身が考案した西洋砲術の長所を取り入れた神発流砲術・兵法など)。慶勝も「西洋渡来之器と雖、我兵制を助ケ候為之具ニ仕候ニ者、さして害にも相成間敷哉⁽¹⁹⁾」と述べていたので、西洋砲術の利用に一定の理解を持っていたといえよう。

しかしながら、慶勝は対外強硬論者であったことに変わりはなく、斉昭の感化もあって、徳川の武威を強く意識するようになっていた。例えば、ペリー来航を受けた慶勝は、斉昭宛書状において「何れ日本之威武を一世界ニ示し候御時節」と述べ、異国船は「打払可然⁽²⁰⁾」と主張した。また、以下のようにも指摘する⁽²¹⁾。

異船滞留之頃之風聞にてハ、將軍に者宇都宮、御開扨申候、よもや左様之御義者有之間鋪候得とも、未戦前に万寸地も御本城御開きと申様にてハ、日本の勝敗者扱置、徳川の天下ハ夫切と奉存候、風聞ながらも甚以心配不二形御義と奉存候、夫ニ引替若重而及渡来候ハ、將軍ニ者海岸何方迄可御動坐相成、味方之鋭氣ヲ御励し相成候ハ、御必勝者此御一事ニ御座候半と奉存候

まさに、斉昭の意見と見まがう程ではないか。異国船に対して、将軍が前線に立って諸大名を鼓舞することを求めているのは、注目されよう。慶勝も将軍の御威光を重んじ、異国に対して弱腰の幕閣を奮い立たせるべく、斉昭の要望どおり、後述のように立て続けに幕府に意見書を提出していくことになる。

(二) 遠藤胤昌―幕閣への通路

家中運営にあたって、慶勝が実父の松平義建や叔父徳川斉昭を頼りにしていたことは、前述のとおりである。ここでは、もう一人の叔父遠藤式部少輔胤昌たねすけの存在意義に注目してみよう。

遠藤胤昌は、文化六年（一八〇九）、高須松平家九代の松平義和よしちかの四男（三男とも）として誕生した。慶勝の実父十代義建の弟で、慶勝にとつては一六歳年長の叔父にあたる。天保三年（一八三二）に近江国野洲郡三上を居所とする遠藤但馬守胤統の智養子となる。嘉永六年（一八五三）当時は四五歳。養父の胤統が、天保一二年から文久元年（一八六〇）まで二〇年間若年寄の職にあつたことから（ただし、胤昌は養父に先立って安政三年（一八五二）に死去）、慶勝は胤昌を介して幕閣に手筋を持つていたことになる。

嘉永六年初頭に、慶勝が家中の財政不正に関与した年寄鈴木主殿を罷免させようと胤統を頼つたのも、胤統が叔父の養父でしかも若年寄だったからに他ならない。そもそも鈴木主殿の先祖は、関宿城主の久世家であり（寛政重修諸家譜」第八）、当時の城主久世広周は現役の老中であつた。しかも広周の正室は老中阿部正弘の妹である。慶勝が「（鈴木）主殿義ハ阿部・久世両閣老江統柄ノ者ニ有之候付、甚迷惑之次第」と歎くように、鈴

木は幕府の実力者を親族に持つていたため、尾張家中でも幅をきかせていたのである。そのため、慶勝が専断を振るつて御役御免にすると、「拙之物教寄に而荒々敷進退」していると、幕府から嫌疑を受けかねなかつた。

だが、主殿をそのまま放置しては、当主の権威にも関わつた。そこで慶勝は、当時六一歳の「御老練之賢考」を求めたいと、胤統の助けを求めたのである。胤統も理解を示し、阿部へ打診することを請け負っている。ただし、胤統も慎重で、主殿一件について阿部老中に内談したことを慶勝は聞知せず、城中で阿部に会つても話題にあげないようにと、胤昌を介して慶勝に釘を刺していた。

もつとも、この一件における胤統の周旋の様子を史料から探ることは困難だが、その後主殿が罷免されていないところをみると、不発に終わったようである。慶勝の働きかけは、期待通りにはいかなかったといえるのだが、いずれにしても残された書状類から、遠藤父子が慶勝と阿部老中との通路として重要な意義を持つていたことがわかる。慶勝が「阿閣与申せ共、貴老ことき御間柄ニも無之」と胤統に述べたように、阿部は慶勝よりもむしろ両家年寄の成瀬・竹腰と密接な関係にあつた。

したがって、両家年寄に漏洩せずに阿部に自身の意向を表明したい場合、慶勝は概ね胤昌・胤統の通路を活用した。なお、胤昌との書状の往復には、実父の義建が介在していたようで、義建の位置づけを考える上でも興味深い。

さて、以下に引用する慶勝宛の胤昌書状は、嘉永五年に尾張家年寄を解任された中西筑前守・佐枝将監が復権を画策していることを察知した慶勝が、それを阻止するため、阿部宛の書状（草稿）を胤昌・胤統に示したことがわかる内容である。

先年御内話御座候中筑・佐将之兩人、要路ヲ失ひ候義残念ニ存、復職之工夫ヲ運らし候件々、委細云々之事共被仰下奉畏領候、右ニ付深く御心痛被遊、何卒右条々之義押移り不申候様防禦之義、野父心得迄被仰下申聞候所、条々奉畏領候、右ニ付閣籠口へ御封書被遣度御草稿御添被下、両様共野父へ相渡し候所、拜見仕至極御尤之御次第之事、御賢慮之通り閣籠口へ被遣宜敷候旨、而、既今(四月)九日登城之上阿閣へ相渡し候所、御預り申上、篤と拜見仕候段野父へ同人申聞候由、御草稿は同苗先々御預り置申上候、御文意至極宜敷御出来、御配慮被為有、候やう奉希候

これによれば、阿部に宛てた慶勝の書状の中身を遠藤父子が事前に内容を把握し、「御文意至極宜敷御出来」と問題がなければ、胤統が阿部に取り次いでいたことがわかる。実際、後述するように、慶勝は議論が過激になることも多く、いわゆるうるさ型の典型であったともいえ、幕閣を困惑させることもしばしばだった。そうならないよう、事前に遠藤父子が書状の内容を確認していたことが明かである。

もっとも、議論の中身に問題なくとも、書状が頻繁となれば相手も忌避したくなってくる。胤昌は極密の内容として、「阿閣へ之御封書ハ余り度々ハ不宜：無扨御用向御出来之節計之方、先方請可宜カル哉」と、「決而御取次キ厭ひ候訳ニ而ハ毫頭無之」と断って、慶勝に阿部宛の封書はできるだけ控えるようにと釘を刺した。詳細は不明だが、阿部も度重なる慶勝の封書に嫌気がさしていたのかも知れない。しかも文章が過激であればなおさらである。もし、封書を出す場合も、「御文面も余り廉々敷無之：只々平穩之御文意之方却而はまり宜敷事と野父申居候」と、胤昌は胤統に代わって、幕閣から嫌疑を受けることがないようできるだけ平穩な内容に

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

するようにと注意を促していた。さらに、城中で阿部に対談する際には、三度に一度は年配かつ古老の老中牧野忠雅にも対面して、バランス良く交渉するよう胤統が述べていたと、胤昌は慶勝に伝えている。⁽²⁹⁾このように、遠藤胤昌は養父胤統とともに、阿部への通路としての役割を果たすとともに、幕閣とのつきあい方や処世術などを慶勝に折に触れて伝授していたのである。

二 国持大名との交流

(一) 島津斉彬・伊達宗城からの期待

続いて、徳川慶勝と国持大名との交流を見ていきたい。そのうち、薩摩の島津斉彬と宇和島の伊達宗城との関係については、ペリー来航以前から相互に交流を持ち、慶勝は彼らから「阿蘭陀風説書」などの海外情報を極秘に入手し、対外的危機意識を共有していたことが、岩下哲典氏によって明らかにされた。⁽³⁰⁾とりわけ、ペリー来航を予告した嘉永五年(一八五二)の阿蘭陀別段風説書は、老中阿部正弘から島津・黒田・鍋島に心得として廻達されたものを、慶勝は「極機密」にて父松平義建を介して島津斉彬から入手していたことは留意すべきで、慶勝は御三家でありながら海外情報を幕閣から直接伝達されず、国持有志大名から情報を得ていたのである。⁽³²⁾斉彬とは、慶勝が尾張家を相続する以前から交流していた模様で、嘉永二年五月二日に斉彬は慶勝のもとを訪ねている。⁽³⁴⁾この時斉彬は四一歳ながら島津家当主ではなく(嘉永四年に家督)、慶勝は二六歳。この年六月四日に尾張家十四代の家督を相続する。

五月二日に慶勝を訪ねた斉彬は、「若や国家御一助ニも可相成や」(尾張家政の運営に役に立つのでは)として、「西洋諸国之光景」や「海岸防禦一条」を慶勝に直接入説した⁽³⁵⁾。折しもこの年の閏四月八日には、英国軍艦マリナー号が浦賀に来航し、一〇日に江戸湾を測量する事件があった。直後幕府は、三奉行以下目付・長崎奉行・浦賀奉行、江戸湾警衛を担当する溜詰の会津若松城主らに異国船打払令復活の可否を諮問するなど、対策を講じていった。斉彬が慶勝を訪れたのは、まさにこうした状況下の出来事だった。

注目すべきは、この時斉彬が「御引移後も追々可申上候間、御都合宜敷節、追々被仰立候而、寛猛之内御治定ニ相成、如当時其節計り御手当等無之、大丈夫ニ御処置有之候様ニとの事、何卒被仰立候様」に慶勝に依頼したと、斉昭宛の書状に記したくだりである。慶勝だけではなく、義建にも詳しく話し、義建も「厚引請候様子」であったという。すなわち、斉彬は、英国軍艦の来航を受け、幕府が確乎とした対外処置をとれるように、義建の後ろ盾のもと尾張家の慶勝が幕府宛てに建議することを要望していったのである。慶勝が「御引移」した後、つまり高須松平家の四谷邸から尾張家上屋敷の市谷邸に引き移った後も、追々入説するつもりだと斉彬は述べている。そして、「御前并ニ市ヶ谷両公、厚御沙汰御座候ハ、閣老初メ張込も可宜哉」と、斉昭・慶勝(「御三家」が幕府に「厚御沙汰」をすれば、老中らは対外問題に出精するであろうとも指摘している)のである。

このように、斉彬は自身が国持大名で幕政に直接参与できなかったため、幕府宛ての対外建白書を御三家が提出するよう、慶勝らに督促していったのである。まさに慶勝は徳川の将来を託されたホープであったといえる。斉彬がもたらした海外機密情報の数々は、慶勝の対外意識を高める

のに有用であったことはもちろん、徳川一族としての自身の立場を自覚させるうえで、一定の効果があったであろうことは想像に難くない。

ペリー来航後も斉彬は慶勝宛の書状で、自身の現状認識を披瀝するとともに、今後の対応策を幕府に建議するよう慶勝を慫慂していった。例えば、嘉永六年七月一日付の書状では、米国は新国であり、邪教さえ禁止すれば商法御免の議論もあるが、新国に許したことを英仏魯が見過ごすわけはない。四カ国と商法に及んでは日本が立ちゆかなくなるので米国への返答はなるべく延ばした方がよい。それまでに海岸防備を十分に整備するべきだと述べ、目下老中が機能不全を起している状況を見て、もはや徳川斉昭に「海防之義万事御委任」するほかないとして、慶勝が幕府にその旨建議するよう強く働きかけていたのである(実際は、七月三日に幕府の評議により、斉昭は「海岸防禦筋御用」となる)。そして、慶勝も斉昭と相談して海防を「御所置」することに期待を掛けていった⁽³⁶⁾。

同じ内容の書状は、対外危機意識を共有する同志の一人であった越前松平家の松平慶永にも「小子等色々申上兼候得共、貴公三者金枝の御身分、此節こそ十分ニ御建白ニ相成候様呉々も奉存候⁽³⁷⁾」と送っており、斉彬はこれまでの譜代中心の幕政を改め、自らの同志である御三家・家門大名が幕府に建白し、幕政に風穴を空けていくことに期待を掛けていったのである。

次に伊達宗城との関係である。宇和島伊達家は表高一〇万石ながら、国持に次ぐ格式を持った大広間席の大名である。慶勝と宗城との交流がいつから始まったのかは不明だが、慶勝の叔父徳川斉昭と伊達宗紀・宗城養父子とが、天保・弘化期から頻繁に意見交換を交わす間柄であったことから、慶勝の話題がのぼった可能性もある。あるいは、島津斉彬の場合と同

様、嘉永四年の慶勝の尾張家相続前後には、宗城との交流も始まったのではないか。その後、岩下哲典氏が明らかにしたように、嘉永五年には阿蘭陀別段風説書を廻達される間柄になった。宗城は文政元年（一八一八）生まれ、慶勝の六歳年長である。

慶勝の「留記」に所収される宗城の書状の初見は、嘉永六年七月頃に出されたもので、水戸の徳川斉昭が「折々御登城」に及んだことを喜んだ内容である。しかし、翌嘉永七年四月四日付の書状では、一転して幕府の状況を憂慮している。「夷奴輕蔑猖獗之挙動甚可惡」という状況下で、幕閣は平穩無事な様子である。老中阿部正弘以下の諸有司も「因循姑息」で、異国と「交易通和」に至りかねないという。この年正月にペリー艦隊は再来航、すでに三月三日にはいわゆる日米和親条約が締結されていた。斉昭も幕閣に自身の意向が受け入れられず、辞任を示唆しているなか、慶勝にその再考を促す「御建論」を依頼していった。そして、対外危機を「挽回」するには、「明公・水公杯之御鼎力」が不可欠だと、慶勝に奮起を求めていったのである。

島津斉彬も同様の意見だった。四月一日付の慶勝宛書状では、「小石川と万事御和熟二而、十分ニ御建議無御座候而者不相濟御時節」という認識である。尾張と水戸が一蓮托生で時局に向き合い、老中に「御建議」して幕政を改正する必要性を強調している。

慶勝もこうした意見に応えようと老中に建議し、さらに直接面談を申し込むが、十分な成果はあがっていない。例えば、慶勝に宛てた四月一三日付の宗城の書状を見てみよう。

扱一昨日も謁之節ニ、老中へ種々御責咎被為在候共も何事も不被行候段、御切齒悲歎無涯ニ被思召候旨、御同情残念千万奉存候、今日も又々

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

御責咎ニ被為在候半、何分数、十度被遊、御勉強御教訓無御座而ハ難被行候半と奉存候

宗城は、慶勝の「御責咎」が上手くいかなかったことを「御同情残念」としながらも、老中の責任を何度でも詰問すべきだと慶勝を督励する。同日付の別の書状でも、「望日^(四五)も御不参の御舎と御密示被成下候得共、御登宮被為在候上御至誠之聖教厳敷被仰聞度、…可相成ハ毎日御教責も奉希度、望日之御厳責無御座候ハ、荏苒相過候計と奉恐入候」と、四月十五日も登宮して厳しく尋問すべきだと述べ、慶勝を煽動していくのである。そのため、慶勝の「御教責」は激しさを増し、幕閣を閉口させるだけではなく、国持大名たちをも困惑させることになってしまっただが、それについては第三章で詳述しよう。

なお付言すれば、宗城の書状は、高須松平家の隠居松平義建を介して慶勝にもたらさせている。⁽⁴³⁾あるいは島津斉彬の書状も同様であった可能性も高い。おそらく高須松平家と国持大名とが、ともに大広間席の大名であったことが影響しているよう。慶勝と国持大名との関係を検討するうえでは、実父義建の存在を無視できないといえる。

(二) 藤堂高猷との交誼

藤堂高猷は、文化一〇年（一八一三）に江戸で生まれ、文政八年（一八二五）、一三歳で藤堂家の家督を相続した。藤堂家は、伊賀・伊勢三万三九〇〇石余を領する津（安濃津）城主で、大広間席の国持大名である。高猷は、早くから西洋科学技術や海防に関心を示し、自ら「海備説小冊」という海防論を著して、宇和島の伊達宗城からは「当今同席中勉勵

有志の一人⁽⁴⁴⁾と称されるなど、大広間席大名の間で話題になっていた人物であった。また、当主となつてからの高猷は、家中の奢侈・懦弱を改め、「風俗御改洗」を徹底したため、領内は質素儉約が浸透し、家臣は茶器・書画類には目もくれないが、競つて武器類を求めているという状況であつたとされる。身分に拘わらず家臣に諫争を奨励するなど言路を開いたため、藤堂家中は「君臣一和致し能治り有之」と賞賛され、萩の毛利慶親とともに治世第一という評判が立っていた⁽⁴⁵⁾。

このような藤堂高猷は、近年刊行された『伊賀市史』第二巻・通史編・近世(二〇一六年)によれば、嘉永年間頃には、徳川斉昭ほか佐賀の鍋島斉正、土佐の山内豊信、越前の松平慶永、宇和島の伊達宗城らと盛んに書状のやり取りをするなど、情報交換を行つていたと指摘されている。しかし、徳川慶勝との交流については、これまでとりあげられたことはない。慶勝は、一二歳年長の高猷とどのような交流を持っていたのか。慶勝の「留記」などに基つきながら検討してみよう。

まず、両者はペリー来航以前から交流しており、遺された手紙の中では、嘉永四年(一八五二)と推定される書状が最も古い。在国中の慶勝に宛てた高猷の書状で、高猷は在府中の「御懇命」を謝し、今後も「御懇意」にあざかりたいと述べるとともに、慶勝が「御用立置候書物」は、来春慶勝が参府した際に披露するとした内容である⁽⁴⁶⁾。宛先に「尾張明公閣下」と記すなど、慶勝が御三家であるだけに、高猷は謙遜した言葉遣いをしているが、やり取りを見てみると、当主経験も豊かで博識だった高猷が、慶勝に手ほどきをする関係だったようかがわかる。同七年二月三日付の書状⁽⁴⁷⁾でも、高猷は以下の書物情報を慶勝に提供している。

三兵タクチキト申書物、家僕翻訳仕申候、右ハ西洋之兵勢ヲ洞察仕

候ニハ第一之書物ト奉存候、最早御蔵筭之御義トハ奉存候へ共、有用必読之書トテ可申候間、先二三冊奉入電囑候、御入用ニモ被為在候得者、次冊追々差上候様可仕候

西洋の歩兵・騎兵・砲兵の戦術については、弘化四年(一八四七)に高野長英がオランダの兵学書を翻訳し、『三兵答古知幾』として紹介したこと⁽⁴⁸⁾で有名だが、藤堂家中でも翻訳されていた模様である。慶勝と高猷との間で、この書物の貸借がなされたかどうかは不明だが、慶勝の御手許文庫目録に記載されていないところを見ると、慶勝は借用しなかった可能性もある。いずれにしても、慶勝は高猷から西洋に関する「有用」な書物情報を入手できる立場にあつたことが明らかである。

西洋科学技術を「有用」と見なしていた高猷であつたが、ペリー来航後の慶勝宛書状では、「実ニ方今之勢ニ而ハ、陵遲(物事が衰えていくこと)之風俗を御一洗御坐候義肝要ニ奉存候、仮令海防陸備嚴整ニ相成候迪茂、士氣奮発⁽⁴⁹⁾之節ハ無用之長物ニ帰申候、耽シ右之弊風ヲ御矯揉(欠点を直す)被為在ニハ豪奢ヲ禁シ、節儉ヲ尚ヒ人々廉恥ヲ知候義基本歟と奉存候」と指摘し、海防を嚴重にする前に、弊風の打破と人心の覚醒が不可欠だと精神論を展開していた。自身が当主となつて徹底した家中の取締政策そのものである。また、同年末の書状でも、「万端西洋ヲ而已学ひ候而者、却而固有之勇氣鈍り可申⁽⁵⁰⁾」と、西洋一辺倒ではなく、日本「固有之勇氣」も重要だとして、取捨選択の必要を論じていった。例えば剣付銃は「不便利」、しかし旧来の陣法では西洋に敵わないので、「配列」は西洋を模倣すべきだというのである。前述のように、慶勝も西洋軍制の長所は導入すべきだと考えていたので、西洋科学技術に対して、お互い共通認識を持っていたものと推測される。

もつとも、高猷は、米国国書に対する幕府からの諮問に際しては、現状では軍事力で劣る日本は米国に勝利できない。そのため年限を限って交易を許可し、国内の武備を手厚くしてから再び拒絶してはどうかと回答し、暫定的な交易も示唆していたが、慶勝が対外強硬論者であることを意識してか、慶勝宛の書状では交易許容に関する意見は開陳していない。むしろ、慶勝が好む「節儉」「土氣奮発」「冗費省略」「廉恥」といった言葉を随所に散りばめた議論を展開している。慶勝も高猷に宛てて、幕府からの諮問に対して、自分は「漂民御撫恤を除く之外ハ（異国との交易などは）更ニ御許容無之、其旨趣ハ通商ハ蘭清之外御国初より之大禁ニ而、通信ハ元より無之、且魯西亞より八年來交易筋相願候得共、御祖法御守り堅固ニ御断相成来り候事ニ付、彼国へ対せられ候而も御申訳無之抔」と述べて、「御楮上之御様子ニ而ハ御同意ヲ存候」と高猷と同論である旨確認している。そう、高猷の指摘する「風俗御一洗」を卓見だと同意し、当時の急務は海防・大艦・巨砲を整備する以前に、奢侈を禁じ節儉を貴び、人をして廉恥を知らしむべきことだと、士人の鋭気を養成することが最も重要だと論じていたのである。

ところで、慶勝と高猷の書状の往復は、尾張と伊勢とが隣国であり、「文通申入候儀ハ彼是差支候筋も有之」という関係であったため、慶勝の弟松平義比（のちの尾張家十五代徳川茂徳）が当主を勤める高須松平家の四谷邸を介して取り交わされていた。藤堂家と高須松平家とが、ともに大広間席大名であったことから、仲介役に適していたのだと推測される。しかし、慶勝はこのやり取りが煩雑だとして、今後は犬山成瀬家を通じて往復したいと申し出た。高猷も「犬山江向内々御差送りニ相達可申、至極御良考ニ奉存候、私方今も犬山江向尊答申上候事ニ御坐候」と賛同している。

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

このような行為を見ても、慶勝が古格先例にあまりこだわらず、効率・即効を重視する性向であったことがうかがえる。

慶勝と高猷とが、対外問題で共感しあっていたことは、以下の慶勝の書状からもわかる。この書状は、慶勝が叔父の遠藤胤昌に宛てて出したものである。これによれば、高猷が「公辺御為筋」を幕府に建議したところ、「三上大人一覽之上、御とり上ニ不相成とて使之者（藤堂家臣測本八郎右衛門）江直三返しニ相成（高猷が）甚腹立にて有之」様子であったという。これを受けた慶勝は、胤昌に抗議の書状を差し出したのである。「三上大人」とは、近江三上を領する若年寄の遠藤胤統で、前述のように胤昌の養父である。

注目されるのは、この抗議書で慶勝が、藤堂家は「一通り之国持」とは異なり、「御普代同様」の家柄なので、「御国政御相談」があっても良いと断言していることである。藤堂家を譜代同様としているのは、江戸初期の藤堂高虎が、徳川家康・秀忠に忠勤を尽くしたことを意識しての発言であろう。こうした由緒を持ち出して、藤堂家を差し置く幕閣に批判を加えているのである。裏を返せば、慶勝は、国持大名が幕政に参画することは、斉昭と同様、越権行為だと認識していたことになろう。とにかく、慶勝は、藤堂家のような大身の有志大名を不満にさせれば、幕府批判に繋がると、結果内憂を惹起させかねないと、危惧していたのである。

ところで、慶勝は対外問題や財政難を解決するためには、何よりもまず江戸の人口を減少させることが重要だと考えていた。すなわち、大名家臣を帰国させ、自国の海防に専念させるとともに、江戸に居住する婦女子も国許に帰らせることで、大名家の財政負担も軽くなるという議論である。したがって、尾張家相統後の慶勝は、家中の赤字財政を解決するために

は、江戸に住む奥女中のリストラや比丘尼の給与削減等の奥改革も不可欠だと認識し、政策を進めていった。⁽⁵⁸⁾さらに、慶勝は、江戸を対外戦争の場と想定していたようで、その際の物資確保の点からも、膨張した江戸の人口を減少させることは、慶勝にとって必至の課題であったのである。この江戸人口減少論は、徳川斉昭も賛同している⁽⁵⁹⁾ので、参勤交代制の大幅改変につながる大胆な議論が、御三家から提起されていたことは注目される。

もとよりこうした意見が、幕府に採用されなかったことは、歴史的事実が証明しているが、慶勝と交誼を持っていた藤堂高猷も、「江戸戸数減候事」を「方今之急務」だと賛同するなど、一定の支持を獲得していたことにも留意したい。⁽⁶⁰⁾高猷は、朝廷や伊勢神宮の存在を意識して、江戸の「人数充盈」に引き換え、西国は「甚御手薄」であると憂慮していた。⁽⁶¹⁾そのため、ペリー再来後の嘉永七年二月三日付の慶勝宛の書状で、高猷はおよそ次のように述べる。すなわち、藤堂家は、日光社参で将軍が江戸を留守にする際、西国守護のため二月中に国許へ御暇を仰せ付けられる家柄である。したがって、この二月も異国船対策として、京都ほか若狭・志摩の守衛など西国御用も重要なので、他の諸大名と同様に参府するのは不本意である。どのように対応したらよいか、と閣老まで伺書を提出したというのである。

慶勝も朝廷を尊崇する立場から、高猷と同様、西国の手薄を危惧しており、「当春ハ、拙も参府、津侯も同様と相成候得者、近境ニ可然大身も無之、此段殊更御手薄に覚申候、全体藤堂家之儀ハ、上方守護筋江附候而者、祖先来格別ニ公命を蒙居候趣ニも承り及申候、夫ニ付拙儀ハ無程東下可致候間、津侯ハ当時之躰、在国ニ而被差置、御所御鎮護筋を専ニ被命候而者如何哉」と、老中阿部正弘に宛てて建議していったのである。⁽⁶²⁾

なお、慶勝は、徳川家やその一族が京都守衛を独占すべきだという発想を一貫して持ち続けており、こうした意識は、実父松平義建に宛てたと推測される以下の書状からもうかがうことができる。⁽⁶³⁾

帝都之御守衛御手薄ニ付、三藩之内よりニ而も被仰付候様との事ニ付、幕議も御内定、既ニ以奉書被仰渡候場合ニ至り候よし、此段為心得申聞置候様との事、下官儀ハ第一帝都之御根本を守護仕、其餘之侯伯を指揮都督いたし候様相成候得ハ、三家之威光も相立、一入難有仕合奉存候

ここでは、慶勝自身が「帝都」守衛の中心となり、諸大名を指揮すれば「三家」(ひいては將軍家の威光(武威)が示せると表明している。この点、徳川斉昭は外様国持大名と朝廷とが直結することを憂慮していたとされる⁽⁶⁴⁾が、慶勝も斉昭と共通認識を持っていたと見なせよう。もとより慶勝は、藤堂家を譜代同様と見ていただけに、藤堂家が自身の傘下で京都守衛に当たることには、何ら抵触することはなかったのである。

このように、慶勝と高猷とは、文字通り信頼できる「盟友」として対外問題に関わっていたことが双方の往復書状から判明した。ただ高猷は、同世代の有志大名から、必ずしも全幅の信頼を寄せられていた人物ではなかったことも無視できない。

例えば、かつて高猷を有志と賞賛していた宇和島の伊達宗城は、安政二年一〇月二六日付で阿波の蜂須賀齊裕に宛てた書状のなかで、「(高猷は)當時格別之御近親ニ御座候得共、此兄ハ容易ニ密話ハ不出来、僕ハ御目見以來毎々預教示、格別懇意ニハ仕候得共、心胆ハ未ダ吐露モ不仕候、何分輕薄ニハ困り候」と述べ、高猷とは近親で、格別懇意にできたが、密話ができませんを吐露できない間柄でもあるという。その理由は、高猷の「輕

薄」さであった。

慶勝に宛てた宗城の書状でも、高猷は「表裡之人」なので、松平慶永・島津斉彬と自分とが申し合わせたことは一切話さないと述べ、注意を促している。⁽⁶⁷⁾慶永も慶勝に宛てて、「藤堂和泉守之義ハ是又学問も有之、有志ニハ候へ共、初メ兩人とハ相違、他泄之患有之、人体ニ付、一通り之御逢ハ被為在候ても機密之義ハ御吐露無之方可然与奉存候」と述べ、高猷とは通り一遍の距離感が無難だと言っている。どうやら宗城や慶永に言わせれば、高猷は口が軽く、秘密が漏洩する可能性が高い危険人物だったようである。

こうした忠告が効いたものか、嘉永七年以降、慶勝と高猷との書状のやり取りは見られなくなり、交流の形跡はうかがえなくなる。

三 徳川慶勝の奮起とその影響

これまで見てきたように、徳川慶勝は叔父の徳川斉昭から幕府を補翼する御三家意識を植え付けられ、国持の有志大名からは、御三家当主という立場ゆえに、対外問題で柔弱姿勢を示す幕閣を鼓舞・督責するようにと懲漚されていた。ここでは、以上を踏まえた慶勝の政治活動の実態と、活動がもたらした影響を検討していく。

この動きの中で、重要な役割を果たす人物の一人が、徳川家門の越前松平家当主の松平慶永である。松平慶永は、文政二年（一八二八）に田安御屋形の主である田安（徳川）^{（斉匡）}の八男として、江戸城御曲輪内に誕生した。慶勝よりも四歳年下である。実父斉匡は、十一代將軍徳川家斉の弟なので慶永は家斉の甥、十二代將軍徳川家慶とは従兄弟同士の関係にあり、

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

慶永は文字通りのサラブレッドであった。慶永は、従姉の浅姫（松栄院・家斉の二女、二女とも）が嫁いでいた越前松平家を、その強い意向もあって、天保九年（一八三八）に相続した。尾張徳川家との関係では、十二代徳川^{（家斉の）}齊荘（家斉の三男）の正室猶姫（貞慎院）が、斉匡の女で慶永の姉であった。また、十三代徳川^{（家慶の）}慶臧は慶永の弟なので、その後を相続した十四代慶勝にとって、慶永は年下ながらも系図上は義理の伯父という複雑な間柄であった。

それでは、これまで見てきた慶勝の人脈を踏まえながら、「留記」などに収められた慶勝・慶永の往復書状も視野に入れて、慶勝の政治動向を見ていきたい。⁽⁶⁹⁾

まず、留意したいのは、ペリー来航以前に慶勝と慶永とが、私信のやり取りをした形跡は史料上うかがえず、ペリー再来後の嘉永七年二月三日付で、慶永が慶勝に出した書状が、初見だということである。⁽⁷⁰⁾慶永が、「是迄ニも御動靜御安否可相伺答之処、彼是掛違御疎遠打過背本意候」と述べている通りである。なぜ「御疎遠」であった慶永が、慶勝に書状を發したのか。それは、ペリー来航後の幕府の対外方針に不満を持ち、強硬論を展開していた慶永が、ペリー再来後に、幕府が米国に通信・通商を許可するという風説が飛び交う中で、水戸斉昭の側近である藤田東湖から、「尾州殿には中々正論に被有候」と、慶勝の話聞いたからである。慶勝と慶永とが往復書状を本格化するきっかけに、水戸（徳川斉昭）が関わっていたことは興味深い事実である。東湖が言う「正論」とは、通信・通商の不許可のことで、もとより慶勝も同意見だった。慶永は、老中阿部正弘に幕府の状況を問い質し、阿部から通信・通商を許可することはないという言葉を取りつけていたが、東湖からの打診で、更に念を押すために慶勝を

動かし、月番老中の松平忠優からも通信・通商の不許可を明言させようと企図したのである。尾張家が「幕府之御親胃」⁽⁷²⁾であったからに他ならなかった。

慶永の書状を受けた慶勝は返書を出し、お互い対外問題で同意見であることを喜び、徳川斉昭の尽力で対外危機を回避できたことに安堵した⁽⁷³⁾。そして、慶永が依頼する老中松平忠優への建議についても、「易事」と了承しながらも、去夏以来たびたび幕閣に建白しても「何事も貫徹不申」と、書面で意見を述べることに見切りを付け、参府したうえで幕閣に直談判する旨、意思表示したのである。

ここに、嘉永六年三月以来江戸を離れ、ペリー来航もその再来も遠隔地の名古屋で迎え、幕府の対外方針を憂えて隔靴搔痒の思いを懐いていた対外強硬論者の徳川慶勝が、満を持して江戸に下り、幕閣に激しく異議を唱えて、物議を醸していくことになる。そしてそのことが、ある意味で、その後の慶勝の立場を決定づけていくこととなった。この過程を追ってみよう。

嘉永七年三月二日に名古屋を発った慶勝は、同月三日に江戸に到着、一五日に参府御礼のため江戸城に登城した⁽⁷⁴⁾。この間、三月三日には日米和親条約が締結され、一〇日には徳川斉昭が「十三日ニハ尾州殿ニも御者と存候間、万事是へ御相談可然」⁽⁷⁵⁾として、海岸防禦筋御用の御免を幕府に願っていた。これに対して慶勝は、三月一八日に水戸邸を訪れ久しぶりに斉昭と対面し、幕府の外国処置に関する老中阿部正弘への質問状「十ヶ条」⁽⁷⁶⁾（実際は二一ヶ条ある）を見せて、斉昭に意見を求めた。ここには、「異賊」への幕府の応答ぶりに疑問を呈し、一度「恐怖心」を抱いては、「征夷之御職ニ触」れ、幕府への「侮蔑心」も惹起させてしまうのでは、と述べる

など、ペリー来航以来の幕府の対外方針に鋭い疑問を投げかけたものであった。斉昭も「御立場柄御黙止難被成筋」と理解を示し、幕閣へ質問状をぶつけることを勧め、さらに、慶勝と松平慶永とが「御相談為宗室御尽力」⁽⁷⁷⁾することに期待を掛けていった。斉昭の持論である徳川親族による幕府補翼を求めた意見に他ならなかった。

四月朔日、慶勝は江戸城に登城し、御礼後に居残って老中阿部正弘と対談、先の質問状を叩きつけた。応対した阿部は、「不相替御明断之御高論感銘仕候」⁽⁷⁸⁾様子だったとされる。慶勝が江戸城で阿部と対談したことは、御側御用人並で慶勝の御側懸を勤めていた田宮弥太郎が、越前家の家臣（懇意の鈴木主税と思われる）⁽⁷⁹⁾に報じており、慶永も承知していた⁽⁸⁰⁾。慶永も八日に阿部老中を訪ねるつもりが断られ、一日に阿部を訪ねる予定だという。その一日には慶勝も登城し、阿部と再び対談して斉昭の登用や対外処置などの持論を展開したようである。だが、条約を締結した幕閣の意思を翻すことはできず、第二章第一節で述べたとおり、宇和島の伊達宗城は四月一三日付の慶勝宛書状において、閣老（阿部正弘）を「御責咎」しても何事も行われないことに同情しつつも、さらに四月一五日に登城し、「御厳責」⁽⁸¹⁾することを慶勝に求めていたのである。

そして一五日、慶勝は三度登城して阿部に面会を求めた。その時の様子を以下に示そう。引用史料は、退出後に慶勝が斉昭に宛てた書状である。

今日ハ登城仕候処、閣老共彼是ニ託シ摺り逃、実ニ失礼之至難述言語、是等も矢張徳川家之御威光之薄らき候故かと存候得者、甚以口惜敷次第、（中略）只逢候一通り之事迄、ケ様ニ面皮を失わせ候次第、仮令逢候而も取留候返答も難相成次第と者奉存候得とも、左様なれ者阿閣より成とも内実之訳柄打明申聞候得者、又々相談筋も可有之所、何分に

も顔出し不致候而者何事も埒明不申、(中略)何れにも廿日迄之内、不
時登城之義兵部少輔江申談置候付、明朝阿閣江嚴敷申込候筈、御座候、
全體ハ今日當中御礼済にて閣老江も逢候上、実ハ是非とも大樹江御披
細も奉願度所存にて、仮令夜分ニ相成候而もと覚悟相極め登城仕候付、
元より遅刻之段ハ厭ひ不申、御用済之上と存、兵部を以て及催促候
所、段々時刻も移り候付、先今日者退出仕候様兵部も申宥候付、何れ
にも不容易御事柄二付、一日後れ候得者一日丈之危殆をまし候事ゆへ、
今日ハ是非とも相待候と申候処、猶彼是申宥め候付、天下之御大事を
事輕ニ相心得候者、以之外之義と嚴敷理解申聞候処、猶又水公(徳川家康)よりも、
色々御宥免被下置候、先兎も角も今日者退出仕候様段々被仰下候付、
強而者募り候もあまり不法強情之様にも相当り候付、以後御隔意ニ相
成候而者不可然候間、無扨前件之通廿日迄之内ニ不時登城之義兵部ニ
請合退出仕候次第第二御座候

慶勝からたびたび詰問された阿部正弘以下の老中は、さすがに嫌気がさ
し、ポイコットを決め込んだようである。面目丸つぶれとなった慶勝は、
ますます逆上し、怒りを露わにしていた。予定では閣老と対面後、將軍
徳川家定にも直談判する積もりであったが、最終的には両家年寄の竹腰正
富や水戸の徳川慶篤に宥められて引き下がっている。「不法強情」を貫い
て、幕府と「御隔意」になつては望ましくないと考え、まずは二〇日まで
に不時登城すると予告して退出したのであった。この一件は、これまであ
まり指摘されてこなかったが、城中の騒動は並大抵ではなく、御三家尾張
家当主の激昂であつただけに、「天下之大変」⁽⁸³⁾とまで認識される珍事だつ
た。

以上のように、慶勝は徳川斉昭の登城がないなかで、御三家として幕閣

を督責・鼓舞する役目を果たそうと、阿部以下の幕閣を舌鋒鋭く非難して
いった。しかし、その効果は薄く、むしろ慶勝への悪印象を老中らに植え
付ける結果となつてしまったことは、皮肉なことであつたといわねばなら
ない。慶勝にとつて不本意なことだが、幕閣との間に「御隔意」が生じて
しまい、その後の立場にも影響を及ぼしていくことになる。

とはいえ、一五日に帰邸してからも慶勝は諦めなかつた。斉昭に「御
共々ニ御助力被成下、御突込被下候得者猶更氣勢を得候道理」⁽⁸⁴⁾だとか、「身
之浮沈ハ扱置、微力の及候丈ハ粉骨碎身之心得御座候」などと述べ、猪突
猛進型の性格を存分に發揮している。しかし、斉昭からは、「老中共の様
子御熟考之上、御発し被成候方、別而御精忠」⁽⁸⁵⁾だと、冷静さを欠く行動を
暗にたしなめられている。

斉昭だけではなく、父方の叔父遠藤胤昌の養父で若年寄の遠藤胤統も慶
勝の過激な行動を危惧し、慶勝を訪れて直接訓戒を垂れていた。⁽⁸⁶⁾

先日各段々御誠忠の御考、閣老共へ御沙汰御坐候処、一々御正論御尤
の御儀奉存候得共、当今夷虜の御所置ハ何分不被得止御場合ニ而、打
返候都合ニ相至候儀ニ而、阿部始も一統極々心痛仕取計居候処、御正
論とハ乍申余り御烈敷御激論被為在候而ハ不宜候間、何分御平穩ニ御
逢対被為在度儀と乍憚奉存候、元來恐入候儀候得共、近來御養子とも
被成候御儀候へハ、伊勢守存上候処、御生へぬきの御方様とハ兎角相
違も可仕、追々御年数にも被為成、御一国之御義ハ勿論、公辺の御義
杯御熟知被為在候上候得ハ無彼是候得共、只今之御場合にハ御叩へ
目に被遊候方御為めよろしくと存上申候、又閣老共も左様之義にハ被
為在間敷候得共、水老公よりいろく被仰遣、先に御使はれ被成候様
存上、且其外国持衆之内分も色々申上、右等にて弥御憤歎被為在、被

及、御激論候様存上候事も可有之様子、(中略)先ツケ様之振合ニ相成居候間、何分只今にてハ嚴敷被仰述候而も御為に相成候儀無覚束、しばらく時合御見合ニ被為在度、又御嫌疑にも被為在候へハ国持衆杯御逢も今少しの間、御扣被成候方御宜敷と氣付候

「御正論」はもつともだが、老中たちの苦渋の決断を頭ごなしに、しかも激烈に否定するのは不当だと、たしなめたものである。慶勝が歴とした尾張家の正統ではなく、水戸の血を引く傍流であったことも、身を慎まなければならぬ道理とされていた。しかも、慶勝は水戸斉昭の先手に使われたり、国持大名から扇動されての行動だと老中たちから評価されているという。強烈な議論はもとよりのこと、国持衆との交際は「御嫌疑」のものであるため、交際は控えるようにとの訓戒であった。

これに対し、慶勝自身も「拙者申述方も不行届候故、主意も不致通徹義と残念、且恥入申候⁽⁸⁷⁾」と述べている。しかし、あくまでも「親藩に居、乍不肖蒙御厚遇、汚高官居候身分、旁観不出来と存詰候愚意申述候」としており、御三家の立場ゆえの「拙者一存」の行動であり、斉昭や国持衆の慫慂によるものではないとして、それが「意外之嫌疑を受、甚迷惑之至」であると反論した。だが、最終的には「水老公公、毎度御止被成候位之事にて候得ハ、其処は篤と被吞込可申」と、斉昭から毎度制止されていることを根拠に、激しい議論は控える旨回答している。慶勝は、斉昭の訓戒には従順だったといえよう。

さて、松平慶永は、一五日の慶勝の行動をどのように評価したのか。慶永は、一七日付の慶勝宛書状で、慶勝が閣老に対面できなかつたことを「痛悶」とし、「尊君被為在候義、天下之甚幸」とねぎらい、慶勝を案じて家臣の鈴木主税を田宮弥太郎のもとに派遣するなど、慶勝の行動を是とす

る姿勢を見せていた。そのいっぽうで、慶勝と阿部正弘との関係が悪化しないよう、「水魚之御和談⁽⁹⁰⁾」に至るべく調停し、一旦は「慶勝と阿部老中とが双方和熟懇談ニ相成」ところまで落ち着いた模様である。

とはいっても、慶勝の性向とその行動は、周囲にしっかりと刻印されていた。いくら慶勝が傍流とはいえ、御三家当主の行動・言動であるだけに、将軍家や諸大名に与える影響力は絶大であったのである。

慶勝の奮起に期待していた宇和島の伊達宗城も、一五日に慶勝が将軍家定への「御対顔」を願いでたことに、事を急ぎすぎる短慮を見ている⁽⁹¹⁾。しかし、「僕か所置不宜儀とハ存候得共、右躰候へハ此末如何致候ハ、可然哉⁽⁹²⁾」と、いっぽうで自身が慶勝を焚き付けて招いたことであることも自覚していた。

さらに、遠藤胤統に対して強情を張っていた慶勝が現実を受け入れ、しかもその余波が身内にまで及ぶことを懸念して、慶勝が国持有志大名との交際を憚るようになる。慶勝は宗城に宛てて、「拙子不当之事とも龜縮ニ不堪」と自責の念に駆られ、「賢兄・越・薩而已ハ、猶極密之御消息も可有之哉之義、益友之信を絶不申無余儀事候得共、角邸杯⁽⁹³⁾にても殊之外嫌疑之趣恐怖致居候間、万々一聊之障礙にても有之節氣之毒ニ付、(中略)今暫之処絶交同様に致度⁽⁹³⁾」と、伊達宗城・松平慶永・島津斉彬との親交は絶やしたくないが、往復書状を仲介する松平義建にも「嫌疑」が掛かる状況を憂慮し、しばらく「絶交」すると言い、行動を自粛していくのである。宗城は「私共被疑候ハ無致候得共、御親藩之御間柄かよふ之義ハ有之間敷筋と残念⁽⁹⁴⁾」と吐露する以外に術はなかつた。しかもこの時期、宗城や斉彬は、松平慶永の帰国を延期させようと周旋していたが、結局それは実現せず、四月二八日に慶永は江戸を出立、斉彬や宗城も慶勝と「疎濶」にさ

れ、国持有志大名が希求していた「閣下(慶勝)と礫川老公(徳川斉昭)御握権」が潰えたことを感じ取るのであった。

松平慶永も慶勝との交際を憚り、「方今嫌疑之時世ニ付、度々之御文通目立候而者不宜尊慮ニ付、貞慎君分御廻し被下候旨猶以可然(95)」と慶勝宛に述べるように、尾張家十二代斉荘の未亡人で慶永の姉の貞慎院の通路を以て、隠密に交際することを提案していった。そして、慶永は「暴虎馮河(血氣盛んで向こう見ずなことをすること)も却而御不忠」とする慶勝の態度に賛意を示し、「御自国之御治方第一」として尽力するその姿勢を支持していった(96)。

すなわち、中央政局で過激な振る舞いをして物議を醸した慶勝は、一旦幕政における行動を自制し、「弊邑之困厄を拯ふ一事驚力を可尽(97)」と、家中の旧弊打破や儉約政策に邁進していくことになるのである。尾張家の財政・人事刷新などを含んだ寛政復古改革が宣言されたのは、安政二年(二八五)二月九日のことであつた(98)。

おわりに

以上、嘉永・安政初期における徳川慶勝の人脈に注目しながら、その政治動向や政治的立場を跡づけてきた。親族や国持有志大名、幕閣との関係は、本文で示したとおりであり、ここで改めてまとめることはしないが、阿部正弘、松平義建、松平慶永、徳川斉昭との関係を軸に、展望を込めた総括をすると、以下の通りとなる。

老中阿部正弘との関係については、阿部による家門・外様大名との連携・協調政策の中に、徳川慶勝も含まれていると漠然としたイメージが持

たれてきたが、双方は、例えば徳川斉昭と阿部との友好関係のような、親密な交際があつたとは考えにくい。むしろ、阿部は幕府と尾張家との橋渡しである両家年寄との関係を重視している傾向がうかがわれ、尾張家の正統でない養子の慶勝が、尾張家中で人事刷新などで英断を振るうことを嫌つていた(99)。本文でも見たとおり、阿部は慶勝による度重なる建議にも閉口し、恐らく慶勝の性向に好感は持っていなかったと想定できるので、遠藤胤統・胤昌による仲介がなければ、通路を維持することは難しかったのではないかと本稿では見通したい。

次に実父松平義建については、本文で節を設けてとりあげることはしなかつたが、本文を通じて、改めてその存在意義が浮かび上がってきた。すなわち、義建は、従弟の徳川斉昭より「世才ハ有之、楽・舞・三弦等何ニてもよろしく、又人付合もよろしく、世の中ニて申通人ニて、婦女子ハ勿論、俗人杯ハ賞候半か、有志ハ如何可申哉(100)」と、世渡り上手な文化人のごとくに見なされ、「有志」と評されていないのだが、人付き合いに巧みなその才があつたからこそ、慶勝と国持大名との書状のやり取りを仲介できたともいえる。慶勝が国持有志大名と交流するうえで、義建の果たした役割は大きく、だからこそ、慶勝が嫌疑を受けた際も、その影響が義建にも波及していったのである。義建には、尾張家当主としていかに振る舞うか、慶勝を助言するような書状も遺されているので、嘉永・安政期における尾張家、ないし慶勝の動向に与えた影響は小さくなかつたといえよう。その実態の検討は、今後の課題としたい。

越前松平家の松平慶永と慶勝とは、嘉永七年(一八五四)のペリー再来後に頻繁な交流が見られるが、慶勝が「格別之御問柄、ヶ様之事迄も赤心を吐露申候(101)」と慶永に述べるなど、嘉永末期においては同じ対外強硬論者で

あったこともあずかり、特別な間柄であった様子がうかがえる。

ところが、慶永の場合、例えば、安政六年（一八五九）から翌万延元年にかけて、家臣の中根雪江が執筆・脱稿した「昨夢紀事」の叙言を見ると様子が違っている。すなわち、慶永と特に親しい人物は、阿部正弘、徳川斉昭、蜂須賀斉裕（慶永の従兄）、島津斉彬、伊達宗城、山内豊信であるときれ、慶勝の名はあげられていないのである。それは、いかなる理由によるものなのか。

恐らく、安政の將軍継嗣問題における慶勝・慶永の立場が影響している。そもそも、慶勝と慶永は、安政の内政・外交問題の政争において、一般的には同じ一橋派として行動し、最終的にはともに大老井伊直弼から隠居・謹慎に処せられると理解されてきた。しかし、慶勝が一橋派として、慶永の同志であったかどうかは、再検討を要する。もちろん、慶永は一橋慶喜を次期將軍とする運動に加えようと働きかけていた。しかし、慶永サイドは、すでに側近で対外強硬論者であった鈴木主税を亡くし（安政三年二月）、その後、慶永は橋本左内に感化されて、積極的開港論へと主義・主張を転換させていたのである。⑩ いっぽうの慶勝は、田宮弥太郎の影響のもと強硬論（攘夷論）を堅持したままであり、安政四年から五年に掛けての慶永は、継嗣問題で尾張に共闘を呼びかけても、慶勝や田宮の対外強硬論に手を焼く羽目に陥っており、以前には想定すらされていなかった両家年寄の竹腰正富を鼓舞して、慶勝の頑強な攘夷論を諫争させようと試みていくのである。⑪ 結局、松平義建の説得などもあり慶勝の強硬論は、一時的におさまり、慶永と慶勝とは、継嗣問題で連携するようになった。しかしこの連携は、慶永が「胡越同舟」と表現したように、双方の対外的意見が相反したままでの協調だったのである。二人の微妙な関係は、文久

期以降も続き、攘夷論者の慶勝を慶永が忌避する姿勢は基本的に変わらなかった。後年、慶永の子の錦之丞が、尾張徳川家十九代当主徳川義親となつたのは、奇妙な因縁という他はない。

最後に叔父徳川斉昭との関係である。慶勝は対外的には、維新时期を通じて攘夷論者であり続け、内政においては朝廷を尊崇しつつも、徳川將軍家の武威宣揚を第一義とする思考の持ち主だった。外様大名の京都政界進出にも否定的だったのは、本文で述べたとおりである。この点、慶勝の主張は、斉昭のそれと酷似しており、慶勝は、斉昭の精神をその死後も継承していった中心人物だったと位置づけられるのである。

だからこそ、文久の攘夷運動隆盛期には、斉昭の息子である鳥取池田家の池田慶徳や岡山池田家の茂政らが、慶勝のもとに集結し、ともに攘夷親政などの国事周旋を展開していくのである。⑫ しかも、慶徳・茂政兄弟は、親長州派の尊王攘夷論者でもあり、いっぽうその兄弟で、禁裏御守衛総督兼摂海防禦指揮の一橋慶喜は、禁裏守衛の中心であるだけに、京都に迫る長州勢を追討する議論に傾斜していった。慶喜自ら「因州・備前とても予が兄弟ながら、長州と結託せし態度は油断すべからざる故に、会津の者を召して戒心せしめたる程なり」と述べているとおりである。慶徳・茂政が頼りにしたのは実の兄弟の慶喜ではなく、従兄で斉昭の精神を受け継いでいた慶勝だったのである。なお、会津の松平容保は、慶勝の実弟として著名であり、長州処分問題でも慶喜と行動をともにし、兄の慶勝とは意見の相違を見せることとなった。

攘夷論者の慶勝・慶徳・茂政については、文久政変後に幕臣大久保忠寛が松平慶永に以下のような評価を下している。すなわち、一〇月一五日付の大久保書状では、「当今尾隠公・因備両侯専之由、御家柄と申可依頼事

ニハ候得共、尾隠公(阿部正弘)は故阿勢州之話も有之、因備両侯は御壯年、御英氣之失も可有之哉」と記されており、折からの横浜鎖港を推進する勢力の中心として、攘夷派の慶勝・慶徳・茂政の影響力が強くなっていると報告されている。⁽¹²⁾なかでも慶勝は、阿部正弘に見出されて出世した大久保忠寛にとつては、生前の阿部から慶勝の話題を聞いていただけに、警戒心を抱くべき存在だったようである。一月五日付で慶永に宛てられた別の書状では、さらに露骨に「尾隠公は乍恐世上人望も更不被在故、阿勢侯内話之趣など考候而は、無余儀御除之場合も可有之哉」と、中央政局から排除する必要を慶永に提案していたのである。

改めて、慶勝に対する阿部正弘の心理的抵抗感は、その後も阿部シンパに受け継がれていったことがわかる。松平慶永もその意識を共有していたであろうことは、贅言を費やすまでもないだろう。

註

- (1) 岩下哲典「尾張藩主徳川慶勝自筆写本『阿蘭陀機密風説書』の研究」(『金鯢叢書』一四輯、一九八七年、のちに同『幕末日本の情報活動』雄山閣、二〇〇〇年、二〇〇八年改訂増補版所収)。ほかに白根孝胤「黒船来航と雄藩大名」(徳川林政史研究所監修『江戸時代の古文書を読む―ペリー来航』(東京堂出版、二〇〇九年所収)でも、ペリー来航後の慶勝と有力大名の動向をとりあげている。
- (2) 岸野俊彦「尾張藩十四代藩主徳川慶勝の初期藩内権力」(名古屋芸術大学『研究紀要』三五、二〇一四年)。また、拙稿「徳川慶勝の政治指導と尾張徳川家」(明治維新史学会編『明治維新史論集1 幕末維新の政治と人物』有志舎、二〇一六年所収)では、慶勝が家中の重臣層の意向にかなうよう配慮を示しながら、家中運営を展開していたことを指摘した。
- (3) 「留記」全七冊(旧蓬左文庫所蔵史料一二六―一九九、徳川林政史研究所所蔵)。なお、以下同史料群を「旧蓬左」と省略し、史料番号を記す。所蔵先を註

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

記していない場合は、徳川林政史研究所所蔵史料である。また、本史料を活用するうえでは、土井康弘氏の筆写ノートを参照させていただいた。「留記」以外に慶勝の往復書状を収録した史料に、①「文公自書類纂」全六冊(旧蓬左二五―三三)、②「聿脩叢書」全二冊(同二五―三三)、③「焚餘手翰」全三冊(同二六―二九)、④「文公御書状写」全五冊(同二六―二九)、⑤「徳川慶恕手翰并来状留」全三冊(同二六―二九)、⑥「烈公書翰集」全一冊(同二六―二八)などがあり、これらも必要に応じて活用した。なお、慶勝に関する史料情報については、伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』2(吉川弘文館、二〇〇五年)所収の拙稿「徳川慶勝」の項目を参照されたい。

(4) この点は、山口宗之「徳川斉昭小論」(九州文化史研究所紀要)二二号、一九七六年)が的確に指摘している。

(5) 『水戸市史』中巻(三)(水戸市役所、一九七六年)、秋山高志「徳川斉昭の科学・技術知識―『諸物会要』の世界―」(沼尻源一郎「水戸の洋学」柏書房、一九七七年所収)、福田耕二郎「徳川斉昭と蘭学」(『水戸史学』一三三号、一九八〇年)、鈴木暎一「水戸藩学問・教育史の研究」(吉川弘文館、一九八七年)、秋山高志「徳川斉昭の欧米地理歴史知識」(西垣晴次先生退官記念 宗教史・地方史論纂)刀水書房、一九九四年所収)などを参照のこと。

(6) 星山京子「徳川斉昭と『有志』大名の情報ネットワーク」(国際基督教大学学報『アジア文化研究』二五号、一九九九年、のちに同『徳川後期の攘夷思想と「西洋」風間書房、二〇〇三年に収録)。ほかに、斉昭と有志大名の交流に関しては、註(5)にあげた文献の他に、河内八郎「徳川斉昭と伊達宗城」(茨城大学人文学部紀要『文学科論集』一〇・一一号、一九七七・一九七八年、および同『人文学科論集』一二―二二号、一九七八―一九八八年所収、のちに同編『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』校倉書房、一九九三年)、芳即正「島津斉彬の海外情報源」(『斉彬公史料』月報2、鹿児島県維新史料編さん所、一九八二年)、岩下哲房昭「近世日本の海外情報」(岩田書院、一九九七年所収、のちに註(1)岩下哲房昭「嘉永五年・長崎発、『ペリー来航予告情報』をめぐる」(岩下哲典・真栄平所収)、同「ペリー来航直前における伊達宗城の情報活動」(『明治維新史学会報』三六号、二〇〇〇年、前同二〇〇八年改訂増補版所収)、藤田正「有志大名の連

携と伊達宗城(『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』八号、二〇〇三年)、同「伊達宗城と有志大名の交流―徳川斉昭・松平慶永との交誼―」(四国地域史研究連絡協議会『四国の大名―近世大名の交流と文化―』岩田書院、二〇一一年所収)、浅井良亮「有志大名の蘭書貸借活動―共有・互助・秘匿―」(『書物・出版と社会交容』一六、二〇一四年)などを参照のこと。

(7) 特に慶喜に関しては、書状を通じて「帝王学」ともいふべき教育を施していたことが、大庭邦彦『父より慶喜殿へ―水戸斉昭―橋慶喜宛書簡集』(集英社、一九九七年)で明らかにされている。その他、息子たちに対する斉昭の教育方針と実践についてとりあげた論考に、福井淳人「徳川斉昭の書状」(『古文書研究』一二号、一九七八年)、来見田博基「徳川斉昭―厳格さと愛情にあふれた父親像―」(笹部昌利編『幕末維新人物新論 時代をよみとく16のまざざし』昭和堂、二〇〇九年)などがある。

(8) 『名古屋市史』政治編第一(名古屋市役所、一九一五年)。近年では『新修名古屋市史』第四卷(名古屋市、一九九九年)や、註(2)岸野論文や拙稿などでも指摘されている。

(9) 嘉永二年七月七日付徳川慶勝宛徳川斉昭書状(「聿脩叢書」上)。なお、史料中の「五家」とは、尾張家付家老の成瀬・竹腰、紀伊家付家老の安藤・水野、水戸家付家老の中山の五家を指す。

(10) 註(2)拙稿。

(11) 付家老の格上昇運動に関しては、小山譽城『徳川御三家付家老の研究』(清文堂出版、二〇〇六年)を参照のこと。

(12) 以下、安政二年七月二三日付徳川斉昭宛徳川慶勝書状、同年七月二七日付徳川慶勝宛徳川斉昭書状(「留記」六、「聿脩叢書」下、「文公自書類纂」五)。

(13) 「諸事内書」(嘉永四年一月中旬 阿部正弘宛徳川慶勝書状、「徳川慶恕手翰 并来状留」一)。以下、引用史料中の傍点や註記は、筆者によるものである。以下同様。

(14) 嘉永五年七月晦日付 徳川慶勝宛徳川斉昭書状(「留記」一、「焚餘手翰」一、「聿脩叢書」上)。

(15) 嘉永六年八月七日付 徳川慶勝宛徳川斉昭書状(「留記」三、「焚餘手翰」一、

「烈公書翰写」)。

(16) 註(4)山口論文。

(17) 同前。なかでも薩摩の島津家に対する不信任は特に強く、十一代将軍家斉の治世下に御台所寛子(島津家出身・広大院)を通じて、琉球との内交易を幕府に願ひ出て、幕府もそれを黙許したことを斉昭は不愉快に感じていた。異国船の来航と通商要求は、結局幕府が招いた種だと皮肉るのである(嘉永五年七月晦日付徳川慶勝宛徳川斉昭書状、「留記」一、「焚餘手翰」一)。

(18) (嘉永五年七月)徳川慶勝宛徳川斉昭書状(「留記」一、「焚餘手翰」一、「烈公書翰写」)。

(19) (嘉永六年)七月一八日付 徳川斉昭宛徳川慶勝書状(「聿脩叢書」上、同史料では安政元年の書状とするが、内容から嘉永六年とした)。

(20) 嘉永六年六月一日付 徳川斉昭宛徳川慶勝書状(「聿脩叢書」下)。

(21) 嘉永六年七月二三日付 徳川斉昭宛徳川慶勝書状(「聿脩叢書」下)。

(22) 以下、註記がない場合は、嘉永六年正月 遠藤胤統宛徳川慶勝書状(徳川慶恕手翰 并来状留)二、「文公自書類纂」三より引用。

(23) この点、家督早々の慶勝が、幕閣(特に阿部正弘)から年寄の人事異動に慎重であるよう求められていたことについては、註(2)拙稿を参照のこと。

(24) (嘉永六年)二月二日付 徳川慶勝宛遠藤胤統書状(「留記」三、「文公自書類纂」三)。

(25) (嘉永六年)二月二三日付 徳川慶勝宛遠藤胤統書状(「留記」三)。

(26) (嘉永五年)二月一日付 遠藤胤統宛徳川慶勝書状(徳川慶恕手翰 并来状留)一)。

(27) (嘉永六年)四月 徳川慶勝宛遠藤胤昌書状(「留記」三)。中西・佐枝の御役御免に関しては、註(2)拙稿を参照されたい。

(28) (嘉永六年)七月二五日付 徳川慶勝宛遠藤胤昌書状(「留記」三)。

(29) (嘉永七年)五月(六月) 徳川慶勝宛遠藤胤昌書状(「留記」五、「焚餘手翰」三)。

(30) 註(1)岩下論文。

(31) 「阿蘭陀機密風説書」(旧蓬左二二六―九五)に所収。

(32) この点、慶勝は、後年まとめた「世統一世紀」(旧蓬左二二六―九六)という書

付で、^(嘉永七年)同年、幕朝ヨリ和蘭機密書、薩摩・黒田・鍋嶋江機密之義以書付内々被仰出、三家江八更三不相渡候義ニ付、三家ニ而甚不服之義ニ有之」と記し、御三家へは「和蘭機密書」が伝達されないことに不満を示した。註(一)岩下論文によれば、その後慶勝は御三家にも阿蘭陀別段風説書の廻達を老中に求め、結果実現させて、対外情報幕府から得られるようになったという。

(33) 嘉永二年五月の徳川斉昭宛島津斉彬書状には「市ヶ谷も此度は四ツ谷^(高須家)(慶勝のこと)御相続被仰出重畳之儀奉存候、小子ニも兼而懇意、ニも仕候事」とある(島津斉彬文書 上、吉川弘文館、一九五九年、二二七頁)。

(34) 「徳川慶恕日記」第八冊・嘉永二年(旧蓬左二二六一)。

(35) 註(33)と同じ。以下、註記がない場合はこの史料からの引用である。

(36) (嘉永六年)七月一日付 徳川慶勝宛島津斉彬書状(留記)三、「焚餘手翰」一、『島津斉彬文書』下巻一、吉川弘文館、一九六九年、六〇七〜六〇八頁)。

(37) (嘉永六年)六月二九日付 松平慶永宛島津斉彬書状(「島津斉彬文書」下巻一、五六六〜五六七頁)。この点に関しては、高木不二「嘉永・安政期の幕藩関係と越前藩」明治維新史学会編『明治維新史研究1 幕藩権力と明治維新』吉川弘文館、一九九二年)も参照のこと。

(38) (嘉永六年七月)徳川慶勝宛伊達宗城書状(留記)三、「焚餘手翰」一)。

(39) (嘉永七年)四月四日付 徳川慶勝宛伊達宗城書状(留記)五、「焚餘手翰」三)。

(40) (嘉永七年)四月一日付 徳川慶勝宛島津斉彬書状(前同上)。

(41) (嘉永七年)四月二三日付 徳川慶勝宛伊達宗城書状(留記)五)。

(42) (嘉永七年)四月二三日付 徳川慶勝宛伊達宗城書状(前同上)。

(43) (嘉永七年)伊達宗城宛松平義建書状(日本史籍協会編『昨夢紀事』一、東京大学出版会、一九六八年覆刻、二〇一〜二〇三頁)。

(44) (弘化三年)一〇月二日付 徳川斉昭宛伊達宗城書状(註(6)河内八郎編著、五七〜五八頁)。

(45) 以上は、「(嘉永六年)十月二十日 内目付上書 井伊直弼宛」(東京大学史料編纂所編『大日本維新史料類纂之部 井伊家史料』三、東京大学出版会、一九六三年、二四〇〜二四五頁)より引用。

嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向

(46) (嘉永四年カ)六月二八日付 徳川慶勝宛藤堂高猷書状(留記)三)。

(47) (嘉永七年)二月三日付 徳川慶勝宛藤堂高猷書状(留記)四)。

(48) 慶勝の御手許文庫目録については、岩下哲典「改革指導者の思想的背景―徳川慶勝の書斎、直筆「目録」の分析」(季刊日本思想史) 四三号、一九九四年。のち註(一)岩下著書所収)を参照のこと。

(49) (嘉永六年)一〇月二日付 徳川慶勝宛藤堂高猷書状(留記)四、「焚餘手翰」一)。

(50) (嘉永六年)二月一日付 徳川慶勝宛藤堂高猷書状(留記)四)。

(51) 「津藩主 藤堂高猷上書」(『大日本維新史料稿本』嘉永六年一〇月是月条、東京大学史料編纂所維新史料綱要データベース)。

(52) (嘉永六年)十一月付 藤堂高猷宛徳川慶勝書状(焚餘手翰)一)。「幕府からの諮問に対する慶勝の上書は、「合衆国願書之儀ニ付御存慮之趣公辺江御進達相成候御草案」(旧蓬左二二六一六〇)を参照のこと。

(53) (嘉永六年八〜九月)藤堂高猷宛徳川慶勝書状(焚餘手翰)一)。

(54) 同前。家中運営を進める慶勝が、両家年寄の成瀬家と連携・協調していたことは、前掲註(2)拙稿で指摘した。

(55) (嘉永六年)二月六日付 徳川慶勝宛藤堂高猷書状(留記)四、「焚餘手翰」一)。

(56) (嘉永六年八月〜九月)遠藤胤昌宛徳川慶勝書状(留記)二)。

(57) (嘉永二年)徳川斉昭宛(カ) 徳川慶勝書状案(留記)二)、(嘉永六年)八月七日付 徳川斉昭宛徳川慶勝書状(「聿脩叢書」上、「徳川慶恕手翰并来状留」三、「焚餘手翰」一)。

(58) (嘉永六年カ) 徳川慶勝書付案(留記)二)、嘉永七年の八月に、慶勝は越前松平家の松平慶永に宛てた書状の中で、「女子之制度は又別般之者にて、実ニ及迷惑候」(『昨夢紀事』一、二三二頁)と記しており、尾張家の奥改革は容易には進まなかった様子がうかがえる。

(59) (嘉永六年)八月一日付 徳川慶勝宛徳川斉昭書状(留記)三、「聿脩叢書」上)。

(60) 註(50)と同じ。

- (61) (嘉永七年)二月三日付 徳川慶勝宛藤堂高猷書状〔焚餘手翰〕二。
- (62) (嘉永七年二月)阿部正弘宛徳川慶勝上書〔留記〕二、「焚餘手翰」二。この書は慶勝を主語として書かれているものの、異筆(竹腰正富の筆カ)であり、阿部宛には慶勝が直接上書するのではなく、第三者が内容を把握し、上書を代筆していたことをうかがわせる(第一章第二節参照のこと)。なお、伊勢湾の海防に関しては、松尾晋一「日本の開国と伊勢湾の海防強化」(上野秀治編『近世の伊勢神宮と地域社会』岩田書院、二〇一五年所収)という成果もある。
- (63) 例えば時期は下るが、文久二年二月二十八日付で幕府宛てに提出した上書で、慶勝は「帝坐御守衛の儀は拙臣自ら相動申度、左も候半には諸藩の儀者寄々程能勅諭を以帰国を被命候様仕度」(小笠原老岐守長行編纂会編『小笠原長行』土筆社、一九八四年複製版、一四四～一四八頁)と述べ、外様諸侯の退京・帰国を促している。この点については、久住真也「長州戦争と徳川将軍」(岩田書院、二〇〇五年)、拙稿「徳川慶勝の上京と京都体験」(徳川林政史研究所『研究紀要』四九号、『金鯢叢書』四二輯所収、二〇一五年)を参照のこと。
- (64) (嘉永七年二月)松平義建(カ)宛徳川慶勝書状〔留記〕二。
- (65) 註(4)山口論文。
- (66) 註(6)河内八郎編著、三三三～三三三頁。
- (67) (嘉永七年)五月三日付 徳川慶勝宛伊達宗城書状〔留記〕五、「焚餘手翰」三。宗城は、松平義建と談話した際にも、藤堂とは程よく付き合ひ、本心を話さないほうが良いと忠告もしている(『昨夢紀事』一、二二〇頁)。
- (68) (嘉永七年四月)一〇日付 徳川慶勝宛松平慶永書状〔留記〕五、「焚餘手翰」二。
- (69) 嘉永七年(安政元年)～安政二年にかけての慶勝の動向については、麓慎一『開国と条約締結』(吉川弘文館、二〇一四年)が詳細に扱っている。註記は省略したが、本稿でも同書を参照させてもらった。
- (70) (嘉永七年)二月一三日付 徳川慶勝宛松平慶永書状〔留記〕四、『昨夢紀事』一、一四四～一四九頁。
- (71) (嘉永七年)二月一二日付 中根雪江宛藤田東湖書状〔昨夢紀事〕一、一三九～一四二頁)。
- (72) 註(70)と同じ。
- (73) (嘉永七年二月)松平慶永宛徳川慶勝書状〔留記〕二、「焚餘手翰」二、『昨夢紀事』一、一八六～一八八頁)。「昨夢紀事」によれば、慶永のもとに慶勝の書状が届いたのは、三月朔日であった。
- (74) 「尾州御小納戸日記」(尾二一八六・第九冊、嘉永七年正月朔日〔三月朔日〕、「江戸御小納戸日記」(尾二一六九・第一冊、嘉永七年三月一三日〔四月朔日〕)。
- (75) 「国事記」安政元年三月一〇日(大日本維新史料稿本)安政元年三月一八日条)。
- (76) 嘉永七年三月一八日 徳川慶勝覚書〔聿脩叢書〕上、「大日本維新史料稿本」安政元年三月一八日条)。
- (77) (嘉永七年)三月二〇日付 徳川慶勝宛徳川斉昭書状〔焚餘手翰〕三、「烈公書翰写)。
- (78) (嘉永七年)四月四日付 徳川慶勝宛遠藤胤昌書状〔留記〕五)。
- (79) (嘉永七年)三月二〇日付 徳川斉昭宛徳川慶勝書状〔聿脩叢書〕上)には「福井家来鈴木主税、田宮弥太郎懇意二而候」とある。
- (80) (嘉永七年四月)八日付 徳川慶勝宛松平慶永書状〔留記〕五)。
- (81) 註(41)(42)と同じ)。
- (82) (嘉永七年)四月(五日)付 徳川斉昭宛徳川慶勝書状〔聿脩叢書〕下)。
- (83) 安政元年四月「高知藩士某書翰」(大日本維新史料稿本)安政元年三月一八日条)。
- (84) 註(82)と同じ)。
- (85) (嘉永七年)四月一五日付 徳川慶勝宛徳川斉昭書状〔留記〕五、「聿脩叢書」下、「烈公書翰集)。
- (86) 「申上候主意大概」(『昨夢紀事』一、二〇五～二〇八頁)。
- (87) 前同)。
- (88) (嘉永七年四月)一七日付 徳川慶勝宛松平慶永書状〔留記〕五)。
- (89) (嘉永七年四月)二三日付 徳川慶勝宛松平慶永書状〔留記〕五、「焚餘手翰」三)。
- (90) (嘉永七年四月)二二日付 松平慶永宛伊達宗城書状(大日本維新史料稿本)

安政元年三月是月条)。

- (91) (嘉永七年)四月二八日付 松平慶永宛伊達宗城書状(前同)。
(92) (嘉永七年)五月二七日付 松平慶永宛伊達宗城書状(「昨夢紀事」一、二〇〇～二〇一頁)。
(93) (嘉永七年)五月付 伊達宗城宛徳川慶勝書状(「昨夢紀事」一、二〇三～二〇四頁)。
(94) (嘉永七年)五月三日付 徳川慶勝宛伊達宗城書状(「留記」五、「焚餘手翰」三)。
(95) (嘉永七年)四月～五月) 徳川慶勝宛松平慶永書状(「留記」五)。
(96) (嘉永七年)六月二八日付 徳川慶勝宛松平慶永書状(「留記」五、「焚餘手翰」三)。
(97) 註(93)と同じ。
(98) 「寛政復古御改革」(「文公自書類纂」五)。
(99) 註(2) 拙稿。
(100) 嘉永二年四月二〇日付 伊達宗城宛徳川斉昭書状(註(6) 河内八郎編著、二〇六頁)。
(101) (嘉永三年)五月二〇日付 大道寺直寅宛松平義建書状(『愛知県史』資料編 21・近世7・領主1、愛知県、二〇一四年、八一六～八一九頁)。
(102) (安政二年)六月～七月) 松平慶永宛徳川慶勝書状(「焚餘手翰」三)。

(103) 『昨夢紀事』一、八～一九頁。

- (104) (安政三年)一〇月六日付 徳川慶勝宛松平慶永書状(「昨夢紀事」二、一八～二二頁)。
(105) この点については、註(37) 高木論文を参照のこと。
(106) 『昨夢紀事』三、二四四～二四七頁、三三〇～三三七頁、三四六～三五〇頁。
(107) 前同、三七九頁。
(108) 註(63) 拙稿を参照のこと。
(109) 註(63)、および拙稿「文久二・三年の尾張藩と中央政局」(家近良樹編『もうひとつの明治維新』有志舎、二〇〇六年所収)を参照のこと。
(110) 「加因備三藩と長藩との関係の事」(洪沢栄一編・大久保利謙校訂『昔夢会筆記』東洋文庫、一九六六年、三九頁)。
(111) (文久三年)一〇月一五日付 松平慶永宛大久保忠寛書状(「御來翰」名古屋市蓬左文庫所蔵、日本史籍協会編『続再夢紀事』二、東京大学出版会、一九七四年覆刻、一九九頁)。
(112) 横浜鎖港を推進していた慶勝・慶徳・茂政の動向については、奈良勝司「横浜鎖港期における徳川政権の動向」(『ヒストリア』一九七号、二〇〇五年、のち同『明治維新と世界認識体系』有志舎、二〇一〇年所収)を参照のこと。
(113) (文久三年)十一月五日付 松平慶永宛大久保忠寛書状(「御來翰」、『続再夢紀事』二、二三七頁)。

